

公共調達物の適正化について(平成18年8月26日付附計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公表(別添様式4)

	物品役務等の名称 及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属 する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商 号又は名称及び住 所	法人番号	随意契約によること とした事由法令等の根 拠条文及び理由 (全額競争又は公 募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
											公益法人の区分	国所管、都道府県所 等の区分	応札・応募者数	
1	令和7年度大阪労働局における全国 空調点検等業務(変更契約) 大阪市中央区大 学前4-1-67外 R7.9.19～R8.3.31	支出集組行為組 適宜大阪労働局 総務部長 近藤 大阪市中央区大 学前4-1-67	令和7年9月19日	株式会社未来環境 滋賀ービス 阪南市員割147 -1	1120101052035	別紙1参照	変更前: 12,857,082 変更後: 12,488,918	変更前: 8,735,000 変更後: 8,550,200	76.5%	—	—	—	—	R7.4.1契約 令和7年度大阪労働局における全国 空調点検等業務の更新契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特別財団法人」、「特社」は「特別社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

契約件名及び数量	令和7年度大阪労働局における全館空調保守及び個別空調点検等業務(変更契約)
随意契約によることとした理由	契約履行中に保守内容の変更があり、履行中の受注者以外の者に履行させることは合理性に欠け、契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合と認められる。したがって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うこととした。
競争性のある契約方式への移行が困難な事由	上記理由のため、競争性のある契約方式への移行は不可能
随意契約の見直し予定、競争性のある契約方式への移行予定年限	移行予定なし
備考	